

久喜市学童保育運営協議会が目指す放課後児童の生活の場

(平成23年3月26日理事会議決)

(平成26年3月8日一部改正)

(平成28年3月12日一部改正)

(平成29年9月16日一部改正)

(平成30年3月10日一部改正)

(平成31年3月9日一部改正)

(令和2年6月30日一部改正)

久喜市学童保育運営協議会定款等により定めるもののほか、久喜市学童保育運営協議会が目指す放課後児童の生活の場は、次の通りとする。

< I 生活を保障する居場所 >

1 安全な居場所

- ①放課後児童の所在を確認する保育
- ②放課後児童の健康状況の把握等に努める保育
- ③放課後児童の怪我等に対応する保育
- ④安全な遊び場を提供する保育
- ⑤保育室等の環境を守る保育
- ⑥災害発生時の、安全な居場所確保に努める保育

2 安心感のある居場所

- ①放課後児童をころから迎える保育
- ②放課後児童のところに寄り添う保育
- ③放課後児童におやつを提供する保育
- ④障がいのある子ども・異なった国で育ってきた子どもに必要な応じた手助けや配慮をする保育

< II 生活を援助する居場所 >

1 生活を守る居場所

- ①放課後児童個々の気持を理解する中での、喧嘩その他トラブルの仲裁をする保育
- ②放課後児童個々の生活スタイルを守る保育
- ③宿題ができる保育
- ④子どもの暴力、いじめ等反社会的行為を発生させない保育
- ⑤児童虐待等に対応する保育
- ⑥約束やルールを守り、社会通念上必要な知識を身につける保育

2 遊びのある居場所

- ①共に遊ぶ保育
- ②楽しく、好奇心を誘う遊びを提供する保育
- ③異学年間で交流できる遊びを提供する保育
- ④個々の遊びを発展させる保育

3 成長を見守る居場所

- ①主体的に活動できる保育

< III 保護者等と連携を図る居場所 >

1 保護者と連携を図る居場所

- ①保護者に子どもの生活を伝え、聞く保育
- ②保護者からの要望等に対応する保育
- ③保護者会・久喜市学童保育の会と話し合える保育

2 学校等と連携を図る居場所

- ①学校等関係機関と連絡・連携を図る保育
- ②地域と円滑な関係を保つ保育